

社会福祉法人致遠会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人致遠会（以下「当法人」という。）定款第8条および第22条1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう常勤役員等とは、理事長及び常務理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給する。

2 退職手当は、役員等として任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額

(3) 通勤手当については、給与規定第8条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第3に定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表第4の定めによる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前営業日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、すみやかに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、口座振込みにより支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を日割りによって支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算によって計算する。

4 本条2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月12日から施行す

